

2025年11月5日

サンコーテクノ株式会社
代表取締役 洞下 英人
アイエスエム・インターナショナル株式会社
代表取締役 岡 雅明

吸収合併に係る事前開示書類

(存続会社 会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づき備え置く書面)
(消滅会社 会社法第782条第1以降及び階差や法施行規則第182条に基づき備え置く書面)

サンコーテクノ株式会社（以下、「甲」という）及びアイエスエム・インターナショナル株式会社（以下、「乙」という）は、2025年8月20日、両社の吸収合併（以下「本件合併」という）に係る吸収合併契約を締結いたしました。よってここに本件合併に係る事前開示をいたします。

なお、本件合併は完全子会社間の無対価合併につき、存続会社である甲においては、会社法第796条第2項に規定簡易合併、消滅会社である乙においては第784条第1項に規定する略式合併となります。

1. 吸収合併の内容

別紙1 「吸収合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本件合併において合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当等事項はありません

4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当等事項はありません

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社である甲の最終事業年度に係る計算書類等

甲の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重大な影響を与える事象は生じておりません。

2025年11月5日

(2) 吸収合併消滅会社である乙の最終事業年度に係る計算書類等

乙の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙3のとおりです。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重大な影響を与える事象は生じておりません。

6. 効力発生日以降における債務の履行の見込みに関する事項

本件合併効力発生日以後においても、甲の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件合併効力発生日以後の甲の収益情報およびキャッシュ・フローの状況につきまして、甲の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本件合併については、合併効力発生日以降に甲が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しております。

以上

別紙 1

吸收合併契約書

吸收合併契約書

サンコーテクノ株式会社（以下「甲」という）とアイエスエム・インターナショナル株式会社（以下「乙」という）は、乙に関する一切の権利義務を甲に承継させる吸收合併に関し、次のとおり吸收合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸收合併）

乙は、甲に対して、乙に関する一切の権利義務を吸收合併の方法により承継させ、甲は乙からこれを承継する（以下「本件合併」という。）。

第2条（商号および住所）

本件合併にかかる吸收合併存続会社並びに吸收合併消滅会社の商号および住所は、それぞれ次のとおりである。

(1)吸收合併存続会社（甲）

商号：サンコーテクノ株式会社

住所：千葉県流山市南流山三丁目10番地16

(2)吸收合併消滅会社（乙）

商号：アイエスエム・インターナショナル株式会社

住所：千葉県流山市南流山三丁目10番7号

第3条（合併対価）

- 乙は甲の完全子会社であるため、本件合併に際して、乙の株主に対する金銭等の交付、割当は行わない。
- 本件合併により甲の資本金および資本準備金の額は増加しない。

第4条（効力発生日）

本件合併の効力発生日は2026年1月1日（以下「効力発生日」という）とする。ただし、甲および乙は、協議の上、書面により合意をすることで、これを変更することができる。

第5条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、相手方の同意を得て行うものとする。

第6条（承認決議）

- 1 甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認および本件合併に必要な事項に関する決議を行わなければならない。
- 2 会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、本件合併について甲の株主総会の決議は要しない。
- 3 会社法第784条第1項に定める略式合併の規定により、本件合併について乙の株主総会の決議は要しない。

第7条（従業員の処遇）

乙は従業員を雇用していないため、効力発生日における従業員の承継は発生しない。

第8条（契約書の扱い）

乙が締結している各種契約書に関しては、あらかじめ甲および乙で協議の上、甲に承継する契約書を整理するものとする。なお、本件合併が報告事項として規定されている契約書は、原則乙が当該報告の対応を行い、甲が対応する必要があるものについては、乙は甲に必要な支援を提供する。

第9条（法令上の報告等）

甲および乙は、本件合併について、本件合併の実行後に法令上の報告その他の手続きが必要な場合には、当該手続きを各々遅滞なく行う。

第10条（変更または解除）

- 1 本契約の締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲若しくは乙の資産状態または経営状態に重大な変更が生じた場合または隠れた重大な瑕疵が発見された場合には、甲および乙が協議のうえ、本契約を変更または解除することができる。
- 2 本契約は、効力発生日の前日までに、第6条第1項に定める承認が得られない場合、前項に従い本契約が解除された場合は、その効力を失う。

第11条（公表）

甲および乙は、事前に相手方の承諾を得ることなく、本契約および本契約において企図される取引に関する事項を対外的に公表してはならない。

第12条（譲渡禁止）

甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本契約上の地位を移転し、または本契約に基づく自己の権利義務（債権債務も含む。）の全部もしくは一部を、第三者に譲渡し、もしくは担保設定その他の方法により移転してはならない。

第13条（協議）

本契約に規定のない事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲および乙が誠意をもって協議のうえ解決する。

以上、本契約の締結を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲および乙が合意の後電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保有する。

2025年9月9日

甲 千葉県流山市南流山三丁目10番地16
サンコーテクノ株式会社
代表取締役 洞下 英人



乙 千葉県流山市南流山三丁目10番7号
アイエスエム・インターナショナル株式会社
代表取締役 岡 雅明



別紙 2

吸收合併存続会社の 最終事業年度に係る計算書類等

本資料は、存続会社第 61 回定時株主総会招集ご通知に添付された計算書類等から
の抜粋である。

事 業 報 告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が進み、景気持ち直しの動きが見られた一方で、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に伴うエネルギー価格の高騰や、円安基調の継続による物価高騰が国内消費や設備投資の抑制など景気を下振れさせる懸念に加え、米国トランプ政権の対外政策によって世界的な政治・経済の混乱が強く懸念され、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが関連する建設市場におきましては、「2024年問題」と呼ばれる時間外労働規制の本格化により、これまでの建設技能労働者の不足に拍車がかかり工期遅延などへ波及しております。さらに鋼材価格が高止まりするなど厳しい状況で推移する一方、インフラ整備を中心とした一定水準の需要に支えられ、底堅く推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループにおきましては、今年度よりスタートした新中期経営計画「S.T.G Vision2026」“私たちは、安全・安心・環境・健康をキーワードに事業拡大とニッチトップを実現します”(最終年度2027年3月期)のもと、「人財育成」、「全体最適化」、「新事業創出」をはじめとした経営課題への取組みを通じて、企業価値の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は21,250百万円(前連結会計年度比0.5%増)、営業利益1,282百万円(同38.0%減)、経常利益1,305百万円(同36.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,122百万円(同35.5%減)となりました。

各セグメントの業績は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分方法を変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

(ファスニング事業)

当社の主力製品であるあと施工アンカーの販売は、前年を上回る水準で堅調に推移いたしましたが、電動油圧工具関連の販売並びに完工工事高が前年を下回りました。

この結果、当セグメントの売上高は17,685百万円(前連結会計年度比0.7%減)、セグメント利益は2,465百万円(同10.5%減)となりました。

(機能材事業)

FRPシート関連、アルコール検知器関連並びに電子基板関連、包装・物流機器関連の販売は、前年を上回る水準で推移いたしましたが、アルコール検知器関連の販売が、期初の販売計画を大きく下回ったことにより、棚卸資産評価損を計上しました。また、子会社取得費用が発生しました。

この結果、当セグメントの売上高は3,564百万円（同7.2%増）、セグメント損失は260百万円（前期はセグメント利益295百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、1,003百万円で、その主なものは以下のとおりであります。

なお、所要資金は一部金融機関からの借入によったほか、自己資金をもって充当いたしました。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

| 設 備 の 名 称 等 | 設 備 投 資 額 | 設 置 場 所 |
|-----------------------------|-----------|-----------|
| ファスニング事業 当社野田工場製造設備 | 53百万円 | 千葉県野田市 |
| ファスニング事業 日本メカニック株式会社製造設備 | 36百万円 | 茨城県稻敷郡阿見町 |

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

| 設 備 の 名 称 等 | 設 備 投 資 額 | 設 置 場 所 |
|----------------------------|-----------|---------|
| ファスニング事業 当社中央物流センター新築工事 | 792百万円 | 千葉県流山市 |

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分 | 第58期 (2022年3月期) | 第59期 (2023年3月期) | 第60期 (2024年3月期) | 第61期 (2025年3月期) (当連結会計年度) |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 (百万円) | 18,735 | 20,604 | 21,142 | 21,250 |
| 経常利益 (百万円) | 1,697 | 1,948 | 2,042 | 1,305 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 1,071 | 1,395 | 1,740 | 1,122 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 136.15 | 177.14 | 220.24 | 142.05 |
| 総資産 (百万円) | 19,283 | 20,908 | 24,629 | 26,558 |
| 純資産 (百万円) | 14,510 | 15,870 | 17,564 | 18,755 |

② 当社の財産及び損益の状況

| 区分 | 第58期 (2022年3月期) | 第59期 (2023年3月期) | 第60期 (2024年3月期) | 第61期 (2025年3月期) (当期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|
| 売上高 (百万円) | 14,569 | 16,060 | 15,846 | 15,781 |
| 経常利益 (百万円) | 1,298 | 1,627 | 1,745 | 1,215 |
| 当期純利益 (百万円) | 831 | 1,253 | 1,292 | 892 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 105.59 | 159.01 | 163.62 | 112.95 |
| 総資産 (百万円) | 15,875 | 17,156 | 19,602 | 21,377 |
| 純資産 (百万円) | 11,641 | 12,673 | 13,730 | 14,350 |

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|------------------------------|-------------------|---------|---|
| SANKO FASTEM (THAILAND) LTD. | 100,000千バーツ | 84.50% | あと施工アンカーを中心とし、主に日本向けの販売を行っております。 |
| 三幸商事顧問股份有限公司 | 1,000千台湾ドル | 100.00 | 日本向け輸出商材の仲介業務及び、新商材の発掘及び引張確認試験サービスを行っております。 |
| 株式会社 I K K | 90,729千円 | 99.86 | 小型鉄筋カッター、ベンダー製品を中心とした電動油圧工具の製造・販売を行っております。 |
| アイエスエム・インターナショナル株式会社 | 10,000千円 | 100.00 | あと施工アンカー関連商品を国内と海外に販売しております。 |
| 株式会社スイコー | 33,800千円 | 100.00 | 主に電子プリント基板の設計からマウントまでの一貫生産、販売を行っております。 |
| SANKO FASTEM (VIETNAM) LTD. | 23,676,500千ベトナムドン | 100.00 | あと施工アンカーを中心とし、ドリルなどをベトナム国内向けに販売しております。 |
| 浦和電研株式会社 | 30,000千円 | 100.00 | 主に電子プリント基板の設計・製造及び、電子機器の製造・販売を行っております。 |
| 成光産業株式会社 | 80,000千円 | 100.00 | 主に、プラスチック成形機及び、包装機の輸入・販売を行っております。 |
| 日本メカニック株式会社 | 30,000千円 | 100.00 | 主に、各種金属部品の製造・販売を行っております。 |
| 株式会社 W D S | 55,000千円 | 100.00 | 主に、I/O Tデバイス機器及び、AIエッジ顔認証製品の開発・販売を行っております。 |
| 新光ナイロン株式会社 | 96,000千円 | 100.00 | 土木用暗渠排水材等の合成樹脂立体網状構造体の製造・販売を行っております。 |
| 株式会社光洋 | 40,000千円 | 100.00 | 端末機用入力キーボード・メンブレンスイッチ・各種フィルム材料の加工・印刷、プリント基板・プラスチック成形部品・板金部品・銘板の設計・開発・製造、高周波レーダー関連機器の開発を行っております。 |
| アキヤ電気株式会社 | 10,000千円 | 100.00 | プリント基板実装・制御装置の設計・製造を行っております。 |

(注) 1.2024年10月2日付でアキヤ電気株式会社の全株式を取得し、完全子会社化しております。
2.特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、企業価値の向上を継続的に推進していくため、以下の課題に取り組んでまいります。

① 開発体制の強化

当社グループでは、ユーザーニーズの動向を適切に把握し、そのニーズに即応することを、事業継続・発展において重要な取組みとして認識しております。日々の営業活動やお客様相談に寄せられるユーザー情報をもとに、販売部門と開発部門・製造部門の連携を密にして、独自の製品・サービスを今まで以上にスピーディに実現することに注力してまいります。

② 生産性の向上

当社グループでは、競争力を維持し収益力を拡大していくために、最適な生産体制を追求し、コストダウンを積極的に進めてまいります。また、工事部門においては採算性の高い独自工法に特化した受注を推進してまいります。

③ 品質の向上

当社グループは、ユーザーに安全かつ安心な製品を継続して使用いただくため、品質管理部門の強化に努めてまいります。製造工程の品質の向上を図るとともに、各種試験等により品質の確認を徹底することで、使用現場で安定した性能が維持されるよう努めてまいります。

④ グループ戦略の推進

当社グループは、異なる事業分野において複数の事業を展開しております。各事業のミッションを明確化し、これに基づいた戦略を実践してまいります。安定的な収益を確保できる事業と中期の視点から成長を追求する事業が、それぞれの目的を果たせるよう、「全体最適化」をキーワードに、経営資源を適切に配分してまいります。

⑤ 人材の確保と育成

当社グループは、将来の持続的な成長を図る上で、優秀な人材の確保と育成は重要な経営課題であると認識しております。中途採用活動と新卒採用活動を並行して、バランスの良い人材構成を構築してまいります。また、社内外研修等に積極的に取り組み人材育成を推進してまいります。

⑥ M&A等による事業拡大

当社グループは、グループ内の技術・ノウハウ等を結集し様々な顧客の課題解決に貢献し、「人（社会）のお役に立つこと」を基本方針としております。よって、当社グループの経営理念と合致するような企業とのM&A等の案件があった際には、中長期的に当社グループの企業価値向上に資するかどうかを慎重に見極めつつ、積極的に推進してまいります。

⑦ 法令及び社会ルールの遵守

当社グループが事業活動を継続する上で、法令・社会ルールを守り、不正や反社会的勢力を排除することは必要不可欠な取組みであると捉えております。今後とも、グループで定めているS.T.Gモラル憲章の浸透を強化し、コンプライアンスの徹底を推進してまいります。

（5）主要な事業内容（2025年3月31日現在）

| セグメント | 製品群 | 種別・工法 |
|----------|-----------------|--|
| ファスニング事業 | アンカー | 金属系アンカー、接着系アンカー |
| | ドリル、電動工具 | 大口径・小口径ドリル、アンカー施工工具、確認試験機 |
| | ファスナー | 軽量物取付ファスナー（ドリルねじ等） |
| | 建材関連 | 暗渠排水材等 |
| | 工事関連 | 耐震補強、各種維持・保全、太陽光関連 |
| | 電動油圧工具関連 | 小型鉄筋カッター・ベンダー |
| 機能材事業 | F R P シート関連 | 紫外線硬化型F R P シート |
| | センサー、電子プリント基板関連 | アルコール検知器、AIエッジ顔認証製品、メンブレンスイッチ 車両表示板用、工事・事故表示板用、コンピューター周辺機器・通信機器用 空気圧制御装置、ホットメルトモールディング |
| | 包装・物流関連機器 | プラスチック成形機・包装機 |

(6) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

| | |
|-------|---|
| 本 社 | 千葉県流山市南流山三丁目10番地16 |
| 事 業 所 | 流山事業所 (千葉県流山市) 南流山事業所 (千葉県流山市) |
| 支 社 | 大阪支社 (大阪府東大阪市) |
| 支 店 | 札幌支店 (北海道札幌市白石区) 仙台支店 (宮城県仙台市若林区) 名古屋支店 (愛知県名古屋市中川区) 広島支店 (広島市佐伯区) 福岡支店 (福岡県大野城市) |
| 工 場 | 野田工場 (千葉県野田市) 奈良工場 (奈良県奈良市) |

② 子会社

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------------------------|-------------------|
| SANKO FASTEM (THAILAND) LTD. | 泰 国 (バンコク) |
| 三幸商事顧問股份有限公司 | 中 华 民 国 (台北) |
| 株 式 会 社 I K K | 静 岡 県 沼 津 市 |
| 株 式 会 社 S Y C O | 千 葉 県 流 山 市 |
| アイエスエム・インターナショナル株式会社 | 千 葉 県 流 山 市 |
| SANKO FASTEM (VIETNAM) LTD. | ベトナム社会主義共和国 (ハノイ) |
| 浦 和 電 研 株 式 会 社 | 埼 玉 県 さ い た ま 市 |
| 成 光 产 业 株 式 会 社 | 東 京 都 杉 並 区 |
| 日 本 メ カ ニ ツ ク 株 式 会 社 | 茨 城 県 稲 敷 郡 阿 見 町 |
| 株 式 会 社 W D S | 東 京 都 荒 川 区 |
| 新 光 ナ イ ロ ン 株 式 会 社 | 大 阪 府 東 大 阪 市 |
| 株 式 会 社 光 洋 | 東 京 都 台 東 区 |
| ア キ ャ 電 気 株 式 会 社 | 埼 玉 県 鴻 巢 市 |

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|-------------|-------------|
| ファスニング事業 | 519 (91) 名 | 1 (2) 名 |
| 機能材事業 | 141 (127) 名 | 32 (38) 名 |
| 全 社 (共 通) | 53 (11) 名 | △2 (△2) 名 |
| 合 計 | 713 (229) 名 | 31 (38) 名 |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、主に管理部門に所属しているものであります。
 3. 当連結会計年度より、報告セグメントの区分方法を変更しております。そのため、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較を行っております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-----------|---------|-------------|
| 353 (71) 名 | △3 (△4) 名 | 40.6歳 | 12.6年 |

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 1,719百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,155 |
| 株式会社りそな銀行 | 436 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 34,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,745,408株
- (3) 株主数 4,550名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 当社への出資状況 | |
|--------------------|----------|-------|
| | 持株数 | 持株比率 |
| 洞下英人 | 1,186千株 | 15.0% |
| 東京中小企業投資育成株式会社 | 720千株 | 9.1% |
| 有限会社サンワールド | 680千株 | 8.6% |
| サンコートクノ社員持株会 | 311千株 | 3.9% |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 208千株 | 2.6% |
| 新井栄 | 208千株 | 2.6% |
| 佐藤静男 | 191千株 | 2.4% |
| 洞下正人 | 186千株 | 2.4% |
| 株式会社みづほ銀行 | 178千株 | 2.3% |
| 佐久間菊子 | 156千株 | 2.0% |

- (注) 1. 当社は自己株式837,843株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式(837,843株)を控除して計算しております。
 3. 大株主(上位10名)の持株数は千株未満を切捨てて表示しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

- ・譲渡制限付株式報酬(リストリクトedd・ストック)

当社の企業価値の持続的な向上や株主の皆様との一層の価値共有を促進することを目的として、一定の譲渡制限期間を設けた上で、当社株式を交付いたします。

譲渡制限付株式は、原則として毎年、当社と付与対象者との間で譲渡制限契約(譲渡制限付株式割当契約)を締結した上で、取締役会にて決定された数の当社普通株式を交付いたします。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、割当日から取締役の地位を退任又は退職する日までの期間といたします。なお、当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

| | 株式数 | 交付対象者数 |
|-----------------------------|--------|--------|
| 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) | 6,500株 | 3人 |

3. 会社の新株予約権に関する事項（2025年3月31日現在）

（1）当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|------------------|------------------------------|------------------------------|
| 発行決議日 | 2012年7月13日 | 2013年7月12日 |
| 区分 | 取締役（注）1 | 取締役（注）1 |
| 保有者数 | 2名 | 2名 |
| 新株予約権の数 | 32個 | 29個 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 12,800株（注）2 | 11,600株（注）2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権1個当たりの発行価額 | 無償 | 無償 |
| 権利行使時1株当たりの行使価額 | 1株につき1円 | 1株につき1円 |
| 権利行使期間 | 2012年8月11日から 2042年8月10日まで | 2013年8月13日から 2043年8月12日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | （別記） | （別記） |
| | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
| 発行決議日 | 2014年7月11日 | 2015年7月13日 |
| 区分 | 取締役（注）1 | 取締役（注）1 |
| 保有者数 | 2名 | 2名 |
| 新株予約権の数 | 23個 | 47個 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 4,600株（注）2 | 4,700株 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権1個当たりの発行価額 | 無償 | 無償 |
| 権利行使時1株当たりの行使価額 | 1株につき1円 | 1株につき1円 |
| 権利行使期間 | 2014年8月13日から 2044年8月12日まで | 2015年8月12日から 2045年8月11日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | （別記） | （別記） |

| | 第5回新株予約権 | 第6回新株予約権 |
|------------------|------------------------------|------------------------------|
| 発行決議日 | 2016年7月14日 | 2017年7月18日 |
| 区分 | 取締役（注）1 | 取締役（注）1 |
| 保有者数 | 2名 | 2名 |
| 新株予約権の数 | 92個 | 72個 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 9,200株 | 7,200株 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権1個当たりの発行価額 | 無償 | 無償 |
| 権利行使時1株当たりの行使価額 | 1株につき1円 | 1株につき1円 |
| 権利行使期間 | 2016年8月18日から 2046年8月17日まで | 2017年8月18日から 2047年8月17日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | （別記） | （別記） |
| | 第7回新株予約権 | 第8回新株予約権 |
| 発行決議日 | 2018年7月13日 | 2019年7月12日 |
| 区分 | 取締役（注）1 | 取締役（注）1 |
| 保有者数 | 2名 | 2名 |
| 新株予約権の数 | 54個 | 54個 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 5,400株 | 5,400株 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権1個当たりの発行価額 | 無償 | 無償 |
| 権利行使時1株当たりの行使価額 | 1株につき1円 | 1株につき1円 |
| 権利行使期間 | 2018年8月23日から 2048年8月22日まで | 2019年8月22日から 2049年8月21日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | （別記） | （別記） |

（注）1. 監査等委員及び社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

2. 2013年10月1日付で普通株式1株につき2株、2015年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

(別記)

新株予約権の行使条件

- ① 各新株予約権 1 個の一部行使は認めない。
- ② 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として 10 日が経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ③ 当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部又は一部を行使することはできない旨を決定することができる。
 - ・禁錮以上の刑に処せられた場合。
 - ・懲戒処分による解雇の場合。
 - ・株主総会決議による解任の場合。
 - ・会社に重大な損害を与えた場合。
 - ・相続開始時に、新株予約権者が後記二.に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。
 - ・新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
- ④ 新株予約権者は、当社に対し、相続開始前に予め相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者又は一親等内の親族に限る。）1 名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合には、届け出た相続人を他の相続人（同上。）に変更することができる。
- ⑤ 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者が前記二.に基づいて届け出た相続人 1 名に限って、相続人において 3 ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。
- ⑥ その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

（2）その他新株予約権等に関する重要な事項

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書又は計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書又は計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------------|------|--|
| 代表取締役社長 | 洞下英人 | SANKO FASTEM (THAILAND) LTD.代表取締役会長 三幸商事顧問股份有限公司董事長 アイエスエム・インターナショナル株式会社取締役 SANKO FASTEM (VIETNAM) LTD.取締役会長 浦和電研株式会社代表取締役会長 成光産業株式会社代表取締役会長 株式会社スイコー取締役会長 日本メカニック株式会社代表取締役会長 株式会社WD S 代表取締役会長 新光ナイロン株式会社代表取締役会長 株式会社光洋代表取締役会長 アキヤ電気株式会社代表取締役会長 |
| 常務取締役 | 洞下正人 | 当社技術研究所所長 |
| 取締役 | 畠中竜二 | 当社ファスニング事業部長 株式会社I K K 代表取締役社長 新光ナイロン株式会社取締役 |
| 取締役 (監査等委員) | 岩城龍夫 | 岩城行政書士事務所所長 |
| 取締役 (監査等委員) | 佐藤靖 | 青山学院大学経営学部教授 株式会社I.G.M.Holdings監査役 株式会社メディロム監査役 |
| 取締役 (監査等委員) | 田村茂雄 | 流山総合法律事務所所長 |

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 岩城龍夫氏、佐藤 靖氏及び田村茂雄氏は、社外取締役であります。
 2. 当社は監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査を担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
 3. 取締役(監査等委員) 岩城龍夫氏及び佐藤 靖氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・取締役(監査等委員) 岩城龍夫氏は、会計検査院における長年の経験から財政監督の業務に精通しております。
 ・取締役(監査等委員) 佐藤 靖氏は、大学教授として会計学、経営学等の専門的知見を有しております。
 4. 当社は取締役(監査等委員) 岩城龍夫氏、佐藤 靖氏及び田村茂雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役(業務執行取締役等である者を除く。)は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第30条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、管理職従業員（すでに退職している者及び保険期間に当該役職に就くものを含みます。）であり、その保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る損害賠償金や争訟費用を填補することとなります。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については填補されない等の一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度にかかる取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、当社が持続的な成長を図るインセンティブとして有効に機能するよう、また、株主との一層の価値共有を推進することを目的として、業績拡大及び企業価値向上に連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責、貢献度等を踏まえ総合的に勘案することを基本方針とし、取締役会にて決定しております。

業務執行取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬としての基本報酬並びに株式報酬により構成し、監査等委員である取締役については、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督・監査するという職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととしております。

固定報酬の水準につきましては、同業他社及び同規模の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準を設定しております。業績連動報酬の水準につきましては、当社グループの業績等に対する貢献度合いに基づき報酬の額を決定しております。また、当社の業績連動報酬に係る指標は連結営業利益であり、当社グループの業績等に対する貢献度を示すものであることから、当該指標を選択しております。業績連動報酬額の決定方法は、連結営業利益の金額及びその達成度、前年同期比との比較等を行い、総合的に勘案し、決定することとしております。

株式報酬については、「譲渡制限付株式報酬規程」に基づいて、各対象取締役への金銭報酬債権の支給と引替えに会社の普通株式を割当するものとし、その時期及びその金額は、原則として定時株主総会の翌月までに開催される取締役会にて決定することとしております。

交付の時期につきましては、「役員就業規則」及び「譲渡制限付株式報酬規程」に定めるとおりであります。なお、固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬の割合については、概ね11:1:1とし、上記方針に基づき、総合的に勘案し、設定いたします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の定時株主総会において年額240,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役は1名）であります。

なお、2020年6月24日開催の定時株主総会において、年額240,000千円の取締役報酬額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額48,000千円以内と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は3名であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法に関する方針の決定権限を有する者は、株主総会から権限を委任された取締役会によりさらに権限を委任された代表取締役社長 洞下英人であります。その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決議された取締役の報酬の範囲内で個々の取締役の報酬額を決定することであります。委任理由については、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。ただし、当社は、取締役の報酬等の額に関して、その構成要素や変動要因の変動幅の大枠が内規で定められていることから、代表取締役社長の裁量の幅は合理的な範囲内に限定されており、その範囲内において、業績連動報酬における業績等の貢献度評価並びに固定報酬における同業他社及び同規模企業との比較を行い、個々の取締役の報酬額を決定しております。

他方、監査等委員である取締役の報酬につきましては、監査等委員である取締役が協議により決定していることから、決定権者は監査等委員である取締役全員となっております。

当事業年度における当社取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、代表取締役社長 洞下英人へ報酬等の額の決定を一任する旨の確認を行っております。また、決定内容について、代表取締役社長からの説明により、当該方針に沿うものであったと判断しております。なお、株式報酬に関しましては、代表取締役社長からの説明を受け、取締役会にて決定しております。

当社の業績連動報酬に係る指標は連結営業利益であり、当社グループの業績等に対する貢献度を示すものであることから、当該指標を選択しております。業績連動報酬の額の決定方法は、連結営業利益の金額及びその達成度、前年同期比との比較等を行い総合的に勘案し、決定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は1,600百万円であり、実績は1,282百万円（前年対比62.0%）であります。

④ 取締役の報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | 対象となる 役員の員数 (人) | |
|---------------------------------|--------------------|--------------------|--------------|---------------|-----------------------|--|
| | | 基本報酬 | | 譲渡制限付株式 報酬 | | |
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | | | |
| 取締役(監査等委員であるものを除く。) (うち社外役員) | 90,126 (-) | 74,540 (-) | 7,000 (-) | 8,586 (-) | 3 (-) | |
| 監査等委員である取締役 (うち社外役員) | 13,140 (13,140) | 13,140 (13,140) | - | - | 3 (3) | |

(注) 講渡制限付株式報酬の内容及びその交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

イ. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）岩城 龍夫氏は、岩城行政書士事務所の所長であります。当社は、岩城行政書士事務所との間に特別な関係はありません。

・取締役（監査等委員）田村 茂雄氏は、流山総合法律事務所の所長であります。当社は、流山総合法律事務所との間に特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）佐藤 靖氏は、株式会社I.G.M.Holdings監査役及び株式会社メディアム監査役であります。当社は、上記の兼職する法人等との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| | 活動状況 |
|----------------------|--|
| 取締役 (監査等委員) 岩城 龍夫 | 当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、監査等委員会14回全てに出席いたしました。会計検査院における長年の財務監督の業務経験と知見を有しております、これまでの経験と知見を活かした視点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言、並びに内部統制システムの構築に当たり助言・提言を行っております。また、会計監査人・内部監査室との連携を強化しつつ、監査等委員会においては積極的に発言を行うほか、内部統制委員会にもオブザーバーとして出席し、自身の監督経験に基づいた発言を積極的に行い、役割を果たしております。 |
| 取締役 (監査等委員) 佐藤 靖 | 当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、監査等委員会14回全てに出席いたしました。大学教授として会計学・経営学の幅広い知見や、経営者として企業経営に対し十分な知識と経験を有しております、幅広い視点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言、並びに内部統制システムの構築に当たり助言・提言を行っております。また、専門分野である、経営意思決定のための財務分析に關し、当社の取組みに対するアドバイス等を行っております。 |
| 取締役 (監査等委員) 田村 茂雄 | 当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、監査等委員会14回全てに出席いたしました。現職の弁護士であり、独立中立な立場から、企業法務及びコンプライアンスに関する高い知見を有しております、幅広い視点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言・並びに内部統制システムの構築に当たり助言・提言を行っております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 報酬等の額

| | 監査証明業務に基づく報酬 | 非監査業務に基づく報酬 |
|---|--------------|-------------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 30,000千円 | 4,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金 銭その他の財産上の利益の合計額 | 30,000千円 | 4,500千円 |

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、M&Aに関する財務デューデリジェンス業務等であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(5) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況 該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制、また財務報告の適正を確保するための体制の整備について、2025年5月16日開催の取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款等に適合することを確保するための体制
 - イ. 法令等遵守を経営の重要課題の一つと位置付け、「S.T.Gモラル憲章」を定め、企業倫理の確立及び徹底を図ります。
 - ロ. 「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス担当役員(統括責任者)並びに法令上疑義のある行為等の調査、指導を行うための法務担当を管理本部に設置すると共に、必要に応じて各分野の担当部署が、関係規程、マニュアルを策定し研修を実施します。
 - ハ. 業務執行部門から独立した内部監査室が、「内部監査規程」に基づき、「会計監査」、「業務監査」、「組織・制度監査」を実施し、内部統制システムの構築並びに運用が合法的・合理的に行われているかを公正かつ客観的立場で検証・評価・報告します。
 - 二. 法令等遵守のための通報制度に関し、「内部通報規程」に基づき、監査等委員、内部監査室、経営企画室に「勇気の窓口」を設置し、社内通報体制を運用します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 株主総会、取締役会等の議事録、並びに稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報を記録します。
 - ロ. 取締役の職務執行に係る重要な書類については、「定款」、「取締役会規程」、「稟議(申請)規程」、「文書取扱規程」等に基づき、保存及び管理します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理を経営の重要課題の一つと位置付け、方針、基本目的、行動指針等を明記した「リスクマネジメント規程」に基づき、各組織は経営課題や戦略に対し、戦略シート等を用いて課題の分析、対策の立案及び評価期間や目標値などを設定し実施します。また、半期ごとに実施内容を監視、測定、評価した上で、レビューします。
 - ロ. 本部長など各組織の長をリスクマネジメント管理者とし、リスク管理を行います。

- ハ. 業務執行部門から独立した内部監査室が、「内部監査規程」に基づき、「会計監査」、「業務監査」、「組織・制度監査」を実施し、内部統制システムの構築並びに運用が合法的・合理的に行われているかを公正かつ客観的立場で検証・評価・報告します。
- 二. 緊急事態が発生した場合には、「リスクマネジメント規程」に基づき、緊急対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「取締役会規程」に基づき、取締役会を毎月1回開催するほか、臨時で決裁又は報告の必要が生じた場合は、適宜臨時取締役会を開催します。
- ロ. 経営理念を基軸に策定される中期経営ビジョン並びに年度経営方針に基づき、各本部、部門が経営戦略及び予算を設定し、経営計画の進捗状況について取締役会で確認し、必要な対策や見直しを行います。
- ハ. 業務執行に際しては、「職務権限及び職務分掌規程」等に基づき、各責任者が業務を遂行します。
- 二. 業務執行部門から独立した内部監査室が、「内部監査規程」に基づき、「会計監査」、「業務監査」、「組織・制度監査」を実施し、内部統制システムの構築並びに運用が合法的・合理的に行われているかを公正かつ客観的立場で検証・評価・報告します。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. グループ内の企業は、それぞれ自社の特性を踏まえ、自主的に経営判断を行い相互に独立性を尊重すると共に「グループ会社運営規程」に基づき、法令で定められた内部統制を構築、整備します。
- ロ. グループ会社全てに適用する行動規範として定められた「S.T.Gモラル憲章」に基づき、グループ各社で規程等を定め、業務の適正を確保します。
- ハ. 経営管理については「グループ会社運営規程」に基づき、子会社の取締役を兼任する当社の役員及び管理本部が、グループ内企業の経営計画に対する業務執行状況及び内部統制の構築状況の整備、運用状況等について、ヒアリング及びモニタリングを実施する等して、グループ会社経営の管理を実施します。

- 二. 当社の監査等委員は、当社及び子会社の業務執行の適正性を確保するために、内部監査室、管理本部、経営企画室、会計監査人及び子会社の内部監査担当、監査役と情報交換を行い、相互連携を図ります。
- ホ. グループ会社の従業員は、「グループ会社運営規程」に基づき、当社からの要求内容が法令上の疑義、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、関連部門に報告するほか、「内部通報制度」により経営企画室等に報告することができます。

⑥ 財務報告の適正を確保するための体制

- イ. 適正な財務報告を経営の重要課題の一つと位置付け、経理部門等の主管部門を中心とし財務報告の適正を確保するために「内部統制委員会」を設置し、有効な内部統制を実施します。
- ロ. 経理関係規程等に基づき、適正な会計処理並びに財務報告が行われるよう、財務報告の適正を確保するために必要な規程を整備します。
- ハ. 会計システムを通じて、財務諸表が作成される重要な決算財務報告に係る業務プロセス及び決算・財務報告以外の業務プロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる要点を認識し、不正や誤りが生じないような内部牽制等を行います。
- 二. 業務執行部門から独立した内部監査室が「内部監査規程」に基づき、財務報告の適正を確保するための内部統制の有効性について、内部監査を実施します。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- イ. 監査等委員会の職務を補助すべき組織として「監査等委員会事務局」を設置しており、監査等委員会の指示に従いその職務を遂行します。
- ロ. 「監査等委員会事務局」の人数等は「監査等委員会」との間で協議のうえ決定します。

⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する体制

- イ. 「監査等委員会事務局」に所属する監査等委員会補助者の人事異動・評価については、「人事評価規程」に基づき、監査等委員会と事前に協議します。
- ロ. 監査等委員会補助者は、取締役からの独立性を確保するため業務執行部門にかかる役職を兼務しません。

- ⑨ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会等の法令の定めるもの及びその他の重要な会議に監査等委員が出席することにより、取締役及び使用人の重要な業務執行に関する事項の報告を受けることができます。
- ロ. 取締役及び使用人は、監査等委員会が定めた「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等細則」、「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施細則」の内容を理解し、監査等委員会及び監査等委員による監査活動に対して協力します。
- ハ. 「監査等委員会監査等細則」に基づき、監査等委員は必要に応じて重要な業務執行に関する事項等について、取締役及び使用人に対して報告を求める能够のほか、会議録、稟議書、契約書等業務執行に関する重要な書類を閲覧します。
- 二. 法令等遵守のための通報制度については「内部通報規程」、「グループ会社運営規程」に基づき、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が「勇気の窓口」を通じ監査等委員会に通報します。
- ホ. 「内部通報規程」に基づき、監査等委員会に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由にして、不利な扱いを受けないことを確保します。
- ヘ. 代表取締役は定期的に監査等委員会と会合を持ちます。
- ト. 監査等委員会が当社の監査のため必要な範囲において、グループ内の企業を調査することができる体制とします。
- チ. 監査等委員会が監査法人、内部監査室その他の監査機関と円滑に連携して実効的に監査することができる体制とします。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に関する事項
- イ. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続き、その他当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に処理します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査等委員会14回、内部統制委員会は6回開催いたしました。
- ② 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会への出席、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人と定期的な意見交換会を実施し、情報交換を行うことで取締役の職務執行に関わる監査を行っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向け、全役職員の行動規準を明示した「S.T.Gモラル憲章」において、「公正な事業活動を展開する」旨を掲げた上で、「私達は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然かつ断固とした態度をもって対応し、一切関係を持ちません。」という基本的な考え方を掲示しております。

② 整備状況

当社は、「S.T.Gモラル憲章」のもと「反社会的勢力対策規程」「反社会的勢力対策細則」において反社会的勢力排除に向けた取組みを定め、全役職員及び関連会社への周知徹底を行うとともに、コンプライアンス担当役員（統括責任者）を設置し体制を整備しております。

(4) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当の決定に関する方針

① 配当方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

② 剰余金の配当

定款第39条に基づき、会社法第459条第1項の剰余金の配当等は取締役会決議によつて以下のとおりとさせていただきました。

当事業年度に属する基準日による剰余金の配当を取締役会が決議した状況

| | |
|-----------------|------------|
| イ. 配当金の総額 | 300,487千円 |
| ロ. 普通株式1株当たり配当金 | 38円 |
| ハ. 効力発生日 | 2025年6月10日 |

また、内部留保金につきましては、企業価値向上のため、主にファスニング製品の安定供給や安定品質に関する有効投資や、新製品及び新事業創出のための研究開発投資やM&A等に活用し、経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-----------|------------|----------------|------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流动資産 | 8,974,106 | 流动負債 | 2,511,824 |
| 現金及び預金 | 1,874,807 | 買掛金 | 1,127,559 |
| 受取手形 | 495,037 | 短期借入金 | 10,000 |
| 売掛金 | 2,233,873 | 1年以内返済予定の長期借入金 | 570,292 |
| 電子記録債権 | 516,513 | 未払金 | 376,728 |
| 契約資産 | 442,569 | 未払費用 | 118,360 |
| 商品及び製品 | 2,334,424 | 未払法人税等 | 149,445 |
| 仕掛け品 | 448,948 | 未成工事受入金 | 8,294 |
| 未完工事支出金 | 13,871 | 預り金 | 13,114 |
| 原材料及び貯蔵品 | 509,184 | 賞与引当金 | 130,478 |
| 未収入金 | 11,370 | その他 | 7,551 |
| 短期貸付金 | 28,638 | 固定負債 | 4,515,037 |
| その他の金 | 65,011 | 長期借入金 | 3,567,978 |
| 貸倒引当金 | △143 | 長期未払金 | 29,289 |
| 固定資産 | 12,403,638 | 退職給付引当金 | 906,807 |
| 有形固定資産 | 5,110,156 | その他の | 10,963 |
| 建物 | 1,541,916 | 負債合計 | 7,026,862 |
| 構築物 | 51,668 | 純資産の部 | |
| 機械及び装置 | 207,142 | 株主資本 | 14,289,716 |
| 車両運搬具 | 1,068 | 資本準備金 | 768,590 |
| 工具、器具及び備品 | 72,253 | 資本剰余金 | 609,799 |
| 土地 | 2,442,256 | 資本準備金 | 581,191 |
| 建設仮勘定 | 793,850 | その他の資本剰余金 | 28,608 |
| 無形固定資産 | 61,476 | 利益剰余金 | 13,415,287 |
| ソフトウエア | 43,816 | 利益準備金 | 116,616 |
| その他の | 17,659 | その他の利益剰余金 | 13,298,671 |
| 投資その他の資産 | 7,232,005 | 土地圧縮積立金 | 93,579 |
| 投資有価証券 | 60,657 | 別途積立金 | 11,977,658 |
| 関係会社株式 | 5,866,348 | 繰越利益剰余金 | 1,227,433 |
| 出資 | 107,610 | 自己株式 | △503,960 |
| 長期貸付金 | 654,853 | 評価・換算差額等 | 19,036 |
| 破産更生債権等 | 292 | その他有価証券評価差額金 | 19,036 |
| 繰延税金資産 | 461,396 | 新株予約権 | 42,129 |
| その他の | 81,139 | 純資産合計 | 14,350,882 |
| 貸倒引当金 | △292 | 負債純資産合計 | 21,377,744 |
| 資産合計 | 21,377,744 | | |

損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|------------|
| 売 上 高 | 15,781,161 |
| 売 上 原 価 | 11,176,740 |
| 売 上 総 利 益 | 4,604,421 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 3,535,170 |
| 営 業 利 益 | 1,069,250 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 180,336 |
| 仕 入 割 引 | 29,570 |
| そ の 他 | 67,037 |
| | 276,944 |
| 営 業 外 費 用 | |
| 支 払 利 息 | 17,720 |
| 売 上 割 引 | 97,358 |
| 為 替 差 損 | 11,961 |
| そ の 他 | 4,009 |
| | 131,049 |
| 経 常 利 益 | 1,215,144 |
| 特 別 利 益 | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 21 |
| 特 別 損 失 | |
| 固 定 資 産 売 却 損 | 246 |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 28,073 |
| | 28,320 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 1,186,845 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 363,512 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △69,563 |
| 当 期 純 利 益 | 293,949 |
| | 892,896 |

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

| 資本金 | 株主資本 | | | |
|---------------------|-----------|--------------|--------|-----------------|
| | 資本剰余金 | | | 資本 剰余金 合計 |
| | 資本 準備金 | その他 資本剰余金 | | |
| 当期首残高 | 768,590 | 581,191 | 23,931 | 605,123 |
| 当期変動額 | | | | |
| 税率変更に伴う土地圧縮積立金の増加 | | | | |
| 別途積立金の積立 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 4,676 | 4,676 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | 4,676 | 4,676 |
| 当期末残高 | 768,590 | 581,191 | 28,608 | 609,799 |

| 利益 準備金 | 株主資本 | | | | | 自己株式 | 株主資本 合計 | | |
|---------------------|----------|-------------|------------|-------------|-----------------|----------|------------|--|--|
| | 利益剰余金 | | | | 利益 剰余金 合計 | | | | |
| | その他利益剰余金 | 土地圧縮 積立金 | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | | | |
| 当期首残高 | 116,616 | 92,396 | 10,977,658 | 1,604,355 | 12,791,026 | △507,870 | 13,656,869 | | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 税率変更に伴う土地圧縮積立金の増加 | | 1,182 | | △1,182 | — | | — | | |
| 別途積立金の積立 | | | 1,000,000 | △1,000,000 | — | | — | | |
| 剰余金の配当 | | | | △268,636 | △268,636 | | △268,636 | | |
| 当期純利益 | | | | 892,896 | 892,896 | | 892,896 | | |
| 自己株式の処分 | | | | | | 3,909 | 8,586 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | 1,182 | 1,000,000 | △376,922 | 624,260 | 3,909 | 632,846 | | |
| 当期末残高 | 116,616 | 93,579 | 11,977,658 | 1,227,433 | 13,415,287 | △503,960 | 14,289,716 | | |

(単位：千円)

| | 評価・換算差額等 | | 新株 予約権 | 純資産 合計 |
|-------------------------|--------------------------|----------------|-----------|------------|
| | その他 有価証券 評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 31,500 | 31,500 | 42,129 | 13,730,499 |
| 当期変動額 | | | | |
| 税率変更に伴う土地圧 縮積立金の増加 | | | | — |
| 別途積立金の積立 | | | | — |
| 剩余金の配当 | | | | △268,636 |
| 当期純利益 | | | | 892,896 |
| 自己株式の処分 | | | | 8,586 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | △12,463 | △12,463 | — | △12,463 |
| 当期変動額合計 | △12,463 | △12,463 | — | 620,383 |
| 当期末残高 | 19,036 | 19,036 | 42,129 | 14,350,882 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額金は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引

時価法によっております。

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

・商品、製品、仕掛品、原材料、貯蔵品

・未成工事支出金

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

個別法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年から50年

機械装置及び運搬具 2年から17年

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

| | |
|----------------------------|--|
| (3) 退職給付引当金 | <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・退職給付見込額の期間帰属方法 |
| | <p>退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・数理計算上の差異の費用処理方法 |
| | <p>数理計算上の差異は、発生した事業年度に一括処理しております。</p> |
| (4) 収益及び費用の計上基準 | <p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> |
| <p>① 商品又は製品の国内販売にかかる収益</p> | <p>商品及び製品の国内販売においては、主にあと施行アンカーを中心とするドリル、ファスナー等の建築資材の企画開発・原材料調達から製造・販売までを行っております。このような商品及び製品の国内販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。</p> |
| | <p>取引対価は履行義務の充足後、通常6ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。</p> |
| | <p>工事契約等においては、主に耐震補強事業、保全事業、太陽光関連事業の工事関連の施工管理の請負を行っております。このような工事契約については履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。</p> |
| | <p>また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。</p> |
| | <p>履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。</p> |
| | <p>取引の対価は、主として履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務を全て充足したのち通常6ヶ月以内で受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。</p> |

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

・ヘッジ手段とヘッジ対象

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段…通貨オプション

ヘッジ対象…外貨建予定取引

・ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

・ヘッジの有効性評価方法

為替相場の変動リスクを回避する通貨オプション（ゼロコストオプション）については、高い有効性があるとみなされているため、有効性の判断は省略しております。

(7) 会計上の見積りに関する注記

① 一定の期間にわたり収益を認識する方法に係る見積り

イ. 当事業年度の計算書類に計上 一定の期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高
した金額 1,866,224千円

ロ. 識別した項目に係る重要な会
計上の見積りの内容に関する
情報 「連結注記表1.(4) 会計上の見積りに関する注記」に同一の内
容を記載しているため、注記を省略しております。

② 繰延税金資産の回収可能性

イ. 当事業年度の計算書類に計上 繰延税金資産461,396千円
した金額

ロ. 識別した項目に係る重要な会
計上の見積りの内容に関する
情報 「連結注記表1. (4) 会計上の見積りに関する注記」に同一の内
容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

① 担保に供している資産

| | |
|----|-----------|
| 建物 | 52,372千円 |
| 土地 | 266,393千円 |
| 計 | 318,765千円 |

② 上記に対応する債務

| | |
|----------------|-----------|
| 1年以内返済予定の長期借入金 | 69,058千円 |
| 長期借入金 | 390,941千円 |
| 計 | 460,000千円 |

なお、当社流山事業所（千葉県流山市所在）の土地（当期末帳簿価額643,291千円）・建物（当期末帳簿価額143,484千円）については、流山工業団地協同組合が、同組合の実施する工場等集団化事業運営の一環として同組合が有する株式会社商工組合中央金庫からの借入金（当期末残高64,720千円）に対し、担保に供しております。

| | |
|--------------------|-------------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,042,011千円 |
| 投資不動産の減価償却累計額 | 13,504千円 |

(3) 保証債務

当社は、三倉工業株式会社の債務31,777千円及び、サンコー・トーカイ株式会社の債務11,565千円の連帯保証をしております。

(4) 当座貸越契約

| | |
|------------|-------------|
| 当座貸越極度額の総額 | 4,900,000千円 |
| 借入実行残高 | 10,000千円 |
| 差引額 | 4,890,000千円 |

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 56,933千円 |
| ② 長期金銭債権 | 654,400千円 |
| ③ 短期金銭債務 | 357,427千円 |
| ④ 長期金銭債務 | 600,000千円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|--------------|-------------|
| ① 売上高 | 114,559千円 |
| ② 仕入高 | 1,485,112千円 |
| ③ 有償支給 | 17,525千円 |
| ④ 販売費及び一般管理費 | 88,542千円 |
| ⑤ 営業取引以外の取引高 | |
| (収益) | 207,313千円 |
| (費用) | 2,933千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 844,343株 | －株 | 6,500株 | 837,843株 |

(変動事由の概要)

自己株式の株式数の減少6,500株は、2024年7月17日の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生における主な原因別の内訳

| 繰延税金資産 | (千円) |
|---------------|---------|
| 賞与引当金 | 39,743 |
| 未払事業税 | 10,714 |
| 未払期末賞与 | 54,303 |
| 棚卸資産評価損否認 | 101,978 |
| 未払役員退職慰労金 | 9,182 |
| 退職給付引当金 | 284,284 |
| 株式報酬費用 | 23,352 |
| 関係会社株式評価損 | 21,310 |
| その他 | 32,059 |
| 繰延税金資産小計 | 576,929 |
| 評価性引当額 | △52,342 |
| 繰延税金資産合計 | 524,586 |
| 繰延税金負債 | |
| 土地圧縮積立金 | △41,654 |
| その他有価証券評価差額金 | △8,693 |
| その他 | △12,843 |
| 繰延税金負債合計 | △63,190 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 461,396 |

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|-----------------------------|---------------|----------------------|-------------------|----------------------------------|----------------|--------------------|---------------|----------|
| 子会社 | SANKO FASTEM (THAILAND)LTD. | 100,000(千バーツ) | アンカーチェーンの製造販売業 | 84.50 | 製品の購入役員の兼任 | 製品の仕入 | 994,183 | 買掛金 | 177,382 |
| | 株式会社IKK | 90,729(千円) | 電動油圧工具の製造販売業 | 99.86 | 製品の購入 製品の販売 資金の借入 役員の兼任 | — | — | 1年内返済予定の長期借入金 | 100,000 |
| | 浦和電研株式会社 | 30,000(千円) | 電子プリント基板等の製造販売業 | 100.00 | 資金の貸付 役員の兼任 | — | — | 長期貸付金 | 270,000 |
| | 成光産業株式会社 | 80,000(千円) | プラスチック成型機及び包装機の輸入販売業 | 100.00 | 資金の貸付 役員の兼任 | 資金の貸付 資金の回収 | 300,000 306,222 | — | — |
| | 日本メカニック株式会社 | 30,000(千円) | 金属部品製造販売業 | 100.00 | 資金の貸付 役員の兼任 | — | — | 長期貸付金 | 300,000 |
| | 新光ナイロン株式会社 | 96,000(千円) | 土木用暗渠排水材等の製造販売業 | 100.00 | 資金の借入 役員の兼任 | 資金の借入 | 300,000 | 長期借入金 | 300,000 |

(注) 取引条件及び取引価格の決定方針等

上記各社との取引条件については、市場価格及び金利等を参考に決定しております。

7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,809円50銭
(2) 1株当たり当期純利益 112円95銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 計算書類の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

第61期 計算書類に係る附属明細書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 有形固定資産及び無形固定資産(投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。)の明細

| 区分 | 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 減価償却累計額 (千円) | 償却累計率 (%) |
|----------|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|--------------|
| 有形固定資産 | 建物 | 1,631,142 | 11,919 | 15,956 | 85,188 | 1,541,916 | 2,105,287 | 57.7% |
| | 構築物 | 58,920 | — | 11 | 7,240 | 51,668 | 105,716 | 67.2% |
| | 機械及び装置 | 210,785 | 54,876 | 0 | 58,519 | 207,142 | 1,374,511 | 86.9% |
| | 車両運搬具 | 2,136 | — | — | 1,068 | 1,068 | 19,723 | 94.9% |
| | 工具、器具及び備品 | 60,600 | 56,108 | 247 | 44,208 | 72,253 | 436,772 | 85.8% |
| | 土地 | 2,442,256 | — | — | — | 2,442,256 | — | — |
| | 建設仮勘定 | 42,069 | 799,189 | 47,408 | — | 793,850 | — | — |
| 有形固定資産計 | | 4,447,910 | 922,093 | 63,622 | 196,224 | 5,110,156 | 4,042,011 | |
| 無形固定資産 | ソフトウェア | 63,267 | 3,840 | — | 23,290 | 43,816 | | |
| | その他 | 17,768 | — | — | 108 | 17,659 | | |
| | 無形固定資産計 | 81,035 | 3,840 | — | 23,399 | 61,476 | | |
| 投資その他の資産 | 投資不動産 | 26,417 | — | — | 81 | 26,336 | 13,504 | |

(注) 1. 投資不動産には非償却資産(土地)が含まれております。

2. 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

| | | |
|--------|---------------------------|-----------|
| 建物 | 中央物流センター新築工事 旧建物除却による減少 | △15,956千円 |
| 機械及び装置 | 野田工場用設備の購入による増加(スリガラフ機2台) | 26,677千円 |
| | 野田工場用設備の購入による増加(N C旋盤) | 13,228千円 |
| 建設仮勘定 | 中央物流センター新築工事 | 464,630千円 |
| | 中央物流センター自動倉庫設備 | 314,600千円 |

2. 引当金の明細

(単位 : 千円)

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| 貸倒引当金 (流動) | 535 | 143 | 535 | 143 |
| 貸倒引当金 (固定) | 91 | 292 | 91 | 292 |
| 賞与引当金 | 126,851 | 130,478 | 126,851 | 130,478 |
| 退職給付引当金 | 949,195 | 27,843 | 70,232 | 906,807 |

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位 : 千円)

| 科 目 | 金 額 | 摘 要 |
|-------------------------|-----------|-----|
| 運 費 | 298,367 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | △191 | |
| 役 員 報 酬 | 94,680 | |
| 給 与 及 び 手 当 | 1,241,294 | |
| 賞 与 | 320,783 | |
| 賞 与 引 当 金 繰 入 額 | 97,131 | |
| 退 職 給 付 費 用 | 31,162 | |
| 法 定 福 利 費 | 260,900 | |
| 賃 借 料 | 6,075 | |
| 減 働 償 却 費 | 132,811 | |
| そ の 他 | 1,052,155 | |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計 | 3,535,170 | |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

サンコーテクノ株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 木 村 直 人
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 相 馬 裕 晃
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンコーテクノ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には、その他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は、その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び監査法人アヴァンティアから当該内部統制の評価及び監査に関する状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月30日

サンコーテクノ株式会社 監査等委員会

監査等委員 岩城 龍夫 ㊞

監査等委員 佐藤 靖 ㊞

監査等委員 田村 茂雄 ㊞

(注) 監査等委員岩城 龍夫、佐藤 靖及び田村 茂雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

別紙 3

吸收合併消滅会社の
最終事業年度に係る計算書類等

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------------|---------|----------|---------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流动資産 | 133,181 | 流动負債 | 56,999 |
| 現金及び預金 | 41,787 | 買掛金 | 46,066 |
| 売掛金 | 60,855 | 未払金 | 929 |
| 商品 | 24,072 | 未払費用 | 361 |
| 前渡金 | 5,660 | 前受金 | 9,109 |
| 立替金 | 191 | 預り金 | 498 |
| その他 | 614 | 未払法人税等 | 35 |
| 固定資産 | 365 | | |
| (有形固定資産) | (273) | | |
| 工具器具備品 | 273 | | |
| 事務機備品 | 0 | | |
| | | 負債合計 | 56,999 |
| | | (純資産の部) | |
| | | 株主資本金 | 76,547 |
| | | 資本剰余金 | 10,000 |
| | | 利益剰余金 | 66,547 |
| (投資その他の資産) | (92) | 利益準備金 | 1,000 |
| 差入保証金 | 92 | その他利益剰余金 | 65,547 |
| | | 繰越利益剰余金 | 65,547 |
| | | 純資産合計 | 76,547 |
| 資産合計 | 133,546 | 負債・純資産合計 | 133,546 |

損益計算書

〔 2024年1月1日から
2024年12月31日まで 〕

(単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------------------|--------------|
| 売 上 高 | 297,287 |
| 売 上 原 価 | 264,144 |
| 売 上 総 利 益 | 33,143 |
| 販売費及び一般管理費 | 34,920 |
| 営 業 損 失 | △ 1,777 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 | 5 |
| 為 替 差 益 | 706 |
| そ の 他 | 313 |
| | 1,025 |
| 経 常 損 失 | △ 752 |
| 税引前当期純損失 法人税、住民税及び事業税 | △ 752 115 |
| 当 期 純 損 失 | △ 867 |

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位:千円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | | | 株主資本合計 | |
|---------------------|--------|---------|-------|----------|-------|---------|---------|--------|--|
| | 資本剩余金 | | 利益剩余金 | | | | | | |
| | 資本準備金 | 資本剩余金合計 | 利益準備金 | その他利益剩余金 | 別途積立金 | 繰越利益剩余金 | 利益剩余金合計 | | |
| 当期首残高 | 10,000 | | | 1,000 | | 66,415 | 67,415 | 77,415 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剩余金の配当 | | | | | | | | | |
| 積立金の積立 | | | | | | | | | |
| 当期純損失 | | | | | | △867 | △867 | △867 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | — | △867 | △867 | △867 | |
| 当期末残高 | 10,000 | — | — | 1,000 | — | 65,547 | 66,547 | 76,547 | |

(単位:千円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | | | 77,415 |
| 当期変動額 | | | |
| 剩余金の配当 | | | |
| 積立金の積立 | | | |
| 当期純損失 | | | △867 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | △867 |
| 当期末残高 | — | — | 76,547 |

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産
定率法

3. 収益及び費用の計上基準

主に金属品等の販売を行っている。この販売については、出荷時に収益を認識している。
費用は債務確定主義により、計上している。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理…税抜処理

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,727千円

III. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当期末発行済株式総数 普通株式 4,000株

V. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 398円68銭
2. 1株当たり当期純利益 △216円97銭

VI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

私は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年2月6日

アイエスエム・インターナショナル株式会社
監査役 川崎 章二

以上